

利益相反管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団（以下「当財団」という。）の倫理規程に基づき、当財団の理事及び監事（以下「役員」という。）、並びに職員（正職員・契約職員・パートタイム職員・ボランティアスタッフ・インターンスタッフを含む全ての職員）の利益相反を適切に管理し、かつ、利益相反による不利益の防止を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における「利益相反」とは、当財団の役員及び職員（以下「役職員」という。）が次の各号に掲げる取引（以下「利益相反取引」という。）を行う場合とする。

- (1) 自己又は第三者のためにする当財団の事業に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当財団との取引
- (3) 当財団から、自己が役員を務める企業、団体等（以下「兼業先」という。）として一定額以上の金銭（助成金を含む）若しくは便益の供与を得る、または一定額以上の物品、サービス等を購入する取引、並びに各種供与を得るための申請手続きをする行為
- (4) 当財団がその役職員の債務を保証すること、その他役職員以外の者との間における当財団とその役職員との利益が相反する取引

(申告)

第3条 役職員は、当財団の役員就任時、及び職員の採用時に自己の兼業先の法人名及び役職名について、「コンプライアンス規程」に定めるコンプライアンス担当理事に指定様式をもって、書面、又は電磁的方法で申告するものとする。

2 当財団役員は当財団に再任された場合も、前項と同じ申告をするものとする。

(申告内容の変更申告)

第4条 役職員は、当財団の役員就任後、及び職員の採用後に新たに他の企業、団体等の役員に就任した場合、新たな兼業先の法人名及び役職名について、コンプライアンス担当理事に指定様式をもって、書面、又は電磁的方法で申告するものとする。

2 当財団の役員就任時、及び職員の採用時又はその後、他の企業、団体等の役員を退任した場合も、前項と同じ申告をするものとする。

3 当財団の役職員は、当財団の毎事業年の開始月末日時点で変更がある場合には、前項と同じ申告をするものとする。

(申告後の対応)

第5条 前2条の規定に基づく申告を受けたコンプライアンス担当理事は、申告内容を精査した上で、当財団との間での利益相反の状況を確認する。

2 コンプライアンス担当理事は、前項の確認の結果、利益相反の状況があった場合、代表理事と協議の上、すみやかに適正化のために必要な措置をとる。

(利益相反取引の禁止)

第6条 助成事業等において、評議員及び役職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えることを原則として禁止する。ただし、「助成・褒賞選考委員会規程」第6条6項に該当する事案については、第7条（利益相反取引の承認）の手続きを経ることで、選考対象として承認されることもある。

(利益相反取引の承認)

第7条 役職員が利益相反取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の開示事実にかかる理事会での承認に際しては、当該利益相反取引をしようとする役員は、その決議に加わることができない。

(利益相反取引の報告)

第8条 前条の利益相反取引をした役員は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(理事会の責任)

第9条 理事会は、利益相反管理の重要性を認識し、当財団の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理体制を整備・確立するため、以下に掲げる事項について責任を有する。

- (1) 利益相反管理方針の制定、改廃に関すること
- (2) 利益相反管理体制の整備に関すること

(代表理事の責任)

第10条 代表理事は、当財団の利益相反管理体制の統括責任者として、この規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する責任を有する。

- (1) 利益相反のおそれのある取引の特定及び管理方法に関すること
- (2) 利益相反の状況があった場合の是正措置に関すること
- (3) 利益相反管理に関する役職員の教育及び啓発体制の整備に関すること
- (4) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置に関すること

(コンプライアンス担当理事の役割と責任)

第11条 コンプライアンス担当理事は、当財団の利益相反管理体制全般にかかる統括担当者として、この規程で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を実施する役割と責任を有する。

- (1) 利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を的確に実施するとともに、その有効性について定期的に検証を行い、改善すること

- (2) 利益相反の特定又は管理に必要な情報を入手し集約すること
- (3) 利益相反の状況があった場合に是正のための措置を講ずること
- (4) 利益相反の特定及びその管理のために行った措置について記録し、作成日から5年間保存すること
- (5) 役職員に対して定期的な研修を実施し、利益相反管理について役職員への周知徹底を図ること
- (6) その他利益相反管理を適切に行うための必要な措置を実施すること

(監事による内部監査)

第12条 監事は、利益相反管理にかかる人的構成及び業務運営体制について、定期的に検証を行うものとする。

2 監事は前項の検証の結果について、必要に応じて理事会又は評議員会に報告するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2024年12月21日から施行する。(2024年12月20日理事会決議)

附 則

この規程は、2026年3月26日から施行する。(2026年3月25日理事会決議)